

## — 参 考 資 料 —

1. 第四次筑紫野市国土利用計画の策定経過
2. 第四次筑紫野市国土利用計画について（諮問）
3. 第四次筑紫野市国土利用計画について（答申）
4. 筑紫野市国土利用計画審議会条例
5. 筑紫野市国土利用計画審議会委員名簿
6. 筑紫野市国土利用計画検討委員会委員名簿
7. 用語解説

## 1. 第四次筑紫野市国土利用計画の策定経過

日 程		策定経過
令和元年	7月	筑紫野市国土利用計画審議会委員委嘱
	7月	筑紫野市国土利用計画について諮問
	7月	第1回筑紫野市国土利用計画策定検討委員会
	8月	第1回筑紫野市国土利用計画審議会
	10月	第2回筑紫野市国土利用計画策定検討委員会
	11月	第2回筑紫野市国土利用計画審議会
令和2年	1月	第3回筑紫野市国土利用計画策定検討委員会
	2月	第3回筑紫野市国土利用計画審議会
	8月	第4回筑紫野市国土利用計画策定検討委員会
	8月	第4回筑紫野市国土利用計画審議会
	8月	福岡県協議（関係6課）
	11月	福岡県協議（土地利用連絡会議構成課）
	12月	パブリックコメント実施（～令和3年1月）
令和3年	2月	第5回筑紫野市国土利用計画審議会
	3月	筑紫野市国土利用計画について答申
	3月	第四次筑紫野市国土利用計画策定

1

市域の土地利用に関する基本構想

2

土地利用区分別規模の目標と地域別の概要

3

目標を達成するために必要な措置

参考図

参考資料

## 2. 第四次筑紫野市国土利用計画について（諮問）

31筑都第338号  
令和元年7月1日

筑紫野市国土利用計画審議会会長 様

筑紫野市長 藤田 陽三

筑紫野市国土利用計画審議会への諮問について

筑紫野市国土利用計画審議会条例（昭和54年3月28日条例第9号）第2条の規定により、下記の事項について諮問します。

記

第四次筑紫野市国土利用計画の策定について

1

市域の土地利用に関する基本構想

2

土地利用区分別規模の目標と地域別の概要

3

目標を達成するために必要な措置

参考図

参考資料

### 3. 第四次筑紫野市国土利用計画について（答申）

令和3年3月3日

筑紫野市長 藤田 陽三 様

筑紫野市国土利用計画審議会  
会長 有馬 隆文

#### 第四次筑紫野市国土利用計画について（答申）

令和元年7月1日付け31筑都第338号で諮問があった第四次筑紫野市国土利用計画（案）について、筑紫野市国土利用計画審議会条例（昭和54年3月28日筑紫野市条例第9号）第2条の規定に基づき慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

#### 記

今回、諮問された第四次筑紫野市国土利用計画案は、今後10年間の筑紫野市の土地利用の指針として評価でき、概ね妥当であると判断いたします。

なお、本計画が市政の各分野における施策に十分反映されるよう、土地利用の総合的な調整と本計画の適正な管理運営を行いながら、広く市民の理解と協力を求め施策の重点的、計画的な推進に努められるとともに、経済社会状況の著しい変化等により本計画と実態に乖離が予測される場合は、速やかに必要な見直しをされるよう要望します。

1

市域の土地利用に関する基本構想

2

土地利用区分別規模の目標と地域別の概要

3

目標を達成するために必要な措置

参考図

参考資料

筑紫野市国土利用計画審議会条例

昭和54年3月28日

条例第9号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として筑紫野市国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条に規定する本市の区域における国土利用計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、13人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体の職員
- (4) 市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から審議会に諮問された事案について答申するまでの期間とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年7月17日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

附 則 (平成13年12月25日条例第45号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月25日条例第29号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月4日条例第8号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月4日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による委員の委嘱に関する準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成22年12月27日条例第39号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第20号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 5. 筑紫野市国土利用計画審議会委員名簿

(条例区分別：敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
条例第4条第1号 関係行政機関の職員	前田 陽一	福岡県福岡農林事務所 農山村振興課長	※R2年3月まで 藤原 隆
	本山 義弘	福岡県那珂県土整備事務所 総務課地域整備主幹	
条例第4条第2号 識見を有する者	坂井 猛	九州大学 キャンパス計画室 教授・副室長	審議会副会長
	有馬 隆文	佐賀大学 芸術地域デザイン学部 教授	審議会会長
	黒瀬 武史	九州大学 大学院 人間環境学研究院 准教授	
	萩島 理	九州大学 大学院 総合理工学研究院 教授	
条例第4条第3号 関係団体の職員	青山 博秋	福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部	
	井上 初恵	筑紫野市観光協会	
	天本 京子	筑紫野市商工会 女性部長	
	松原 静雄	福岡県広域森林組合 副組合長	
	森木 和生	筑紫農業協同組合	
条例第4条第4号 市民	古川 仁敬	筑紫野市コミュニティ連絡会 会長	
	平嶋 人美	山家コミュニティ運営協議会 副会長	

1

市域の土地利用に関する基本構想

2

土地利用区分別規模の目標と地域別の概要

3

目標を達成するために必要な措置

参考図

参考資料

## 6. 筑紫野市国土利用計画検討委員会委員名簿

(順不同：敬称略)

所 属	氏 名	備 考
企 画 政 策 部 企画政策課	鶴 澤 宏	R2年3月まで 力武 晋平
総 務 部 危機管理課	齊 田 誠	
市 民 生 活 部 コミュニティ推進課	原 田 典 忠	
健 康 福 祉 部 生活福祉課	吉 谷 幸 則	
高 齢 者 支 援 課	中 島 友 子	
建 設 部 土木課	松 永 崇 臣	
区 画 整 理 課	山 田 和 成	
環 境 経 済 部 環境課	福 田 博 文	
農 政 課	森 紘 志	
商 工 観 光 課	山 内 和 彦	R2年3月まで 渡辺 成祐
上 下 水 道 工 務 課	新 山 武 志	R2年3月まで 深見 勝彦
教 育 部 教育政策課	葉 山 順 子	
文 化 財 課	吉 田 高 穂	

1

地域の土地利用に関する基本構想

2

土地利用区分別規模の目標と地域別の概要

3

目標を達成するために必要な措置

参考図

参考資料



## 7. 用語解説

1

市域の土地利用に関する基本構想

2

土地利用区分別規模の目標と地域別の概要

3

目標を達成するために必要な措置

参考図

参考資料

用語	解説
あ うすいちりゅうしんとうしせつ 雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道や河川への雨水流出量を抑制するための調整池などを指します。
えんどう けいと ちりよう 沿道サービス系土地利用	自動車運転者の休憩のための施設（適切な規模の駐車場を有するドライブイン等）やガソリンスタンド等に用いる土地を指します。
オープンスペース	公園、道路、河川、学校グラウンド、立ち入りが可能な空地等を指します。
か かんきょう ふ か 環境負荷	環境に与えるマイナスの影響を指します。
かんせんどうろ 幹線道路	道路網のうちで主要な骨格となる道路を指します。また、骨格となる道路の内、広域的な移動に用いられる道路は主要幹線道路と位置づけられます。
きせいしがいち 既成市街地	建物や道路などが集積し、既に市街地が形成されている地域を指します。
きょうじょ 共助	自主防災組織や高齢者の見守りなど地域住民が協力し合って助け合うことを指します。
きよてん 拠点	都市機能（商業、業務、居住、文化、福祉、行政等）が集積しており、多くの人が集まる場所であり、多くの人が到達可能な場所を指します。
けんちききょうてい 建築協定	地域の皆さんが自らの手で建築物に関するルールを定め、お互いに守りあっていくことを約束する制度のことです。
こうきょう こうえきしせつ 公共・公益施設	道路、公園、広場、河川などの公共施設及び教育施設、医療施設、行政サービス施設、鉄道施設などの公益施設を指します。
こうきょう ふくし 公共の福祉	社会全体に共通する利益、多数の個々の利益が調和したところに成立する全体の利益のことを指します。
こうじょ 公助	自治体や警察、消防による救助活動や介護・医療など市民共通の福祉サービスなどの公的支援を指します。
こうつうけっせつてん 交通結節点	異なる交通手段を相互に連絡する施設（鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など）を指します。
さ さいがい 災害	地震・台風などの自然現象や事故・火事・伝染病などによって受ける思わぬわざわい。また、それによる被害を指します。
さとやま 里山	人里近くにある生活に結びついた山や森林を指します。
さぼう 砂防	斜面の土砂が崩れるのを防いだり、土砂災害から命や暮らしを守るために行われる工事などの対策のことです。
しがいかくいき 市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指します。

さ	しがいかちようせいくいき 市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことで
	じじよ 自助	災害への備えや、健康管理など、自分で自分を守り、自分でできることは自分ですることです。
	しぜんてきとちりよう 自然的土地利用	農用地、森林、水面、河川のほか、公園や緑地などの土地利用を指します。
	しゅうやくがた 集約型のまちづくり	地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、地域住民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して推進するコンパクトなまちづくりのことです。
	じゅんとしけいかくいき 準都市計画区域	都市計画区域外における無秩序な開発を抑制し、必要な土地利用の整序を行うために指定する区域のことです。
	すいげんよう 水源かん養	降雨を一時貯留し、水を徐々に流出させるか、あるいは地下に浸透させる森林や農地が持つ作用のことをいいます。
た	せいかつりべんしせつ 生活利便施設	スーパー、コンビニ、病院、金融機関、学校、福祉施設など、日常生活において必要となる施設のことです。
	ためんてききのう 多面的機能	農用地や森林が持つ、洪水防止機能や水源かん養機能、土壌浸食防止機能、保健・レクリエーション機能などの様々な機能を指します。
	ちいき 地域コミュニティ	自治会等をはじめとする地域の各種団体が連携し、自ら地域課題を解決しようとする地域社会のことをいいます。
	ちいきしげん 地域資源	地域における、土地、水、自然、人、文化などの資源を指します。
	ちくけいかく 地区計画	地区の特性を踏まえた良好な環境の街区を整備、保全するために、建築物の建て方、道路や公園などについて、きめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画のことです。
	ちすい 治水	洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行うことを指します。
	ていたんそしゃかい 低炭素社会	地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出が少ない産業・社会システムを構築した社会を指します。
	ていみりようち 低未利用地	耕作放棄地、工場跡地等の利用度が低い、または利用がなされていない土地を指します。
	としきのう 都市機能	福祉、医療、商業、教育、行政サービスなどの都市が持つ様々な機能を指します。
	としきばん 都市基盤	道路、鉄道、河川、上下水道、公園など様々な都市活動を支えるための施設を指します。
としけいかくいき 都市計画区域	自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況から、都市の発展を見通し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のことです。	

た	としてきとちりよう 都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、道路、公共用地など、市街地における都市機能を持った土地利用を指します。
	とちかくせいらじぎょう 土地区画整理事業	都市施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業のことです。
	とちこうどりよう 土地の高度利用	空き家や未利用地、低層建物密集地などの土地において、その土地の潜在需要を引き出し、都市機能の向上を図ることです。
	とちりようふかぎやくせい 土地利用の不可逆性	宅地造成などにより、一旦、別の土地利用に転換された土地が再び元の土地利用に戻ることが困難になることを指します。
な	のうぎょうしんこうちいき 農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業地域の保全、形成や農業振興施策の計画的な推進を図るために都道府県が指定する区域を指します。
	のうようち 農用地	農地法第2条第1項の農地及び採草放牧地を指します。
は	ハザードマップ	災害に備えて、避難場所情報等を地図上に示した図書を指します。
	バリアフリー	道路や建物、各種設備等の構造、仕様、操作性などを改善、改良し、社会生活における様々な障壁・障害を無くしていくことです。
	ぶんきょうしせつ 文教施設	学校、図書館などの国民の教育、文化の向上に資する施設を指します。
	ほあんりん 保安林	公益的機能を特に発揮させるべき森林として、森林法により指定された森林を指します。
や	ゆうりょうのうようち 優良農用地	基盤整備などにより生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地を指します。
	ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者や外国人なども含め、誰にでも使いやすいように設計することを指します。